

1 公益社団法人船橋市清美公社

【クリーン推進課】

本市のし尿くみ取りについては、9 業者（許可業者）が協同組合を結成し、さらに企業統合して 1 業者としてくみ取り業務を行ってきた。

しかし、経済性を追求する企業形態であるため、ややもすれば独善的に陥りやすく、市民サービス面は二次的になってしまうので、とかく市民からの苦情等も起こりがちであった。

そこでこれを市民サービス本位の形態に変え、公共性の強化をはかるためには、公社制度とする以外にはないとの考え方をもち、また市議会でも公社制度にすべきであるとの意見も多く出されていた。

このため公社設立促進協議会を結成し、設立に際しての基本的な問題を検討し、これを市長に答申した。

この答申の概要は、清掃業務が市民生活に直結した公共性の強い事業であるので、営利を目的としない社団法人にすべきとし、また役員の転業、会社の資産等の買上げもあり、公社が時価（総額 1 億 2,000 万円が妥当であるとしている。）で買上げることとし、この答申に基づき、市では諸般の準備を行い、設立総会を経て、社団法人船橋市清美公社が発足したものである。

その後、公益法人改革関係法の施行があり、公益社団法人への移行認定申請を行い、千葉県公益認定等審議会を経て千葉県知事の認定を受け、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人の設立登記を完了した。

○所在地 潮見町 16-7

○設立年月日 昭和 43 年 7 月 1 日

○目的 廃棄物の処理、し尿及び下水道施設等の管理又は環境衛生啓発活動等に関する事業を行うことにより、船橋市及びその周辺地域における公衆衛生の向上、災害の防止及び生活環境の保全等を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○事業概要

- ・市の委託契約に基づくし尿収集事業
- ・市の委託契約に基づく下水処理場運転管理事業
- ・浄化槽清掃および汚泥収集運搬事業

○出資金 40,000 千円

○事業収入見込 事業収入見込 1,150,000 千円（令和 7 年度）

○役員構成 理事長 1 人 専務理事 1 人 理事（非常勤）1 人（環境部長）
監事（非常勤）2 人

○職員 機構は総務部、事業部、下水道部の 3 部構成 職員総数 155 人

○収集車両台数（バキューム車）

事業部（し尿汲取）9 台（うち 2 台は習志野市の収集用）（浄化槽汚泥）10 台 計 19 台

2 公益財団法人船橋市医療公社

【健康政策課】

1 設立の趣旨

船橋市は社団法人船橋市医師会（当時）と共に出捐し、寄附行為に定める諸事業を通じて保健衛生行政を補

公益法人等

完する重要な協力機関として、昭和 55 年 3 月 31 日に財団法人船橋市医療公社（平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行）を設立したものである。

2 目的

公社は、一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行い、地域保健医療の発展に寄与することを目的とする。

3 事業概要

- 公益法人として夜間休日急病診療所事業を実施することにより、公益性が高い事業を推進していく。
- 夜間休日急病診療所事業
- (1) 夜間休日急病診療所の管理運営
 - (2) 医療安全対策委員会の定期的開催

3

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団

【高齢者福祉課】

1 目的（昭和 55 年 4 月 24 日設立、平成 24 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行）

生きがい福祉事業団は、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること、並びに障害者及び母子家庭の母、寡婦に働く機会を提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 会員の現状

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

職種	会員数
技術群	51
技能群	90
事務群	59
管理群	541
折衝外交群	21
一般作業群	371
サービス群	52
その他	0
合計	1,185

3 職業別就業実績

(各年度末現在)

		R2	R3	R4	R5	R6
職業別就業人員（人）	技術群	4	20	26	28	32
	技能群	7,092	6,475	6,460	5,828	6,051
	事務群	211	214	205	205	183
	管理群	5,978	6,103	6,052	5,900	5,737
	折衝外交群	27	86	104	15	17
	一般作業群	10,989	10,361	10,341	10,096	9,466
	サービス群	231	180	119	111	103
職業別就業人員（人）	その他	0	0	0	0	4
	合計	24,532	23,439	23,307	22,183	21,593
会員配分金額(千円)		798,072	767,581	743,205	720,851	719,620

4 公益財団法人船橋市公園協会

【公園緑地課・文化課】

1 設立の趣旨

公益財団法人船橋市公園協会は、昭和 57 年 4 月、財団法人船橋市海浜公園管理協会として、京葉臨海地域における緑化の推進及び社会環境の向上を図ることを目的に設立された。

その後、多様化する市民サービスの向上に寄与するとともに船橋市全域における事業の実施に対応するため、平成 3 年 12 月に財団法人船橋市公園協会と名称を改め、目的及び事業内容について変更した。

また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の認定を受け、平成 24 年 4 月 1 日付けで公益財団法人船橋市公園協会に名称変更した。

令和 6 年 4 月 1 日には公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社を吸収合併し、目的及び事業内容について変更した。

2 基本方針

この法人は、都市緑化の推進及び環境整備並びに文化芸術、スポーツ及び生涯学習の振興に資する事業を行い、もってうるおいとやすらぎがあり、健康で活力に満ちた市民生活に寄与することを目的とする。

3 実施事業

- (1) 都市緑化の推進及び環境整備に資する事業
- (2) 公園等の管理運営及び利用促進に関する事業
- (3) 文化芸術、スポーツ及び生涯学習の振興に資する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 設立及び経過

昭和 57 年 3 月 30 日	出捐金 2,500 万円を議決
昭和 57 年 4 月 6 日	設立
平成 3 年 12 月 27 日	名称・目的・事業内容を変更
平成 18 年 4 月 1 日	「船橋市アンデルセン公園」について指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（5 年間）
平成 23 年 4 月 1 日	「船橋市アンデルセン公園」について 2 期目の指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（5 年間）
平成 24 年 4 月 1 日	名称を変更
平成 28 年 4 月 1 日	「船橋市アンデルセン公園」について 3 期目の指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（10 年間）
平成 29 年 4 月 1 日	「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」について公益財団法人科学技術広報財団との共同事業体である「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」管理運営グループで指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（5 年間）
令和 3 年 1 月 1 日	「船橋市運動公園」及び「法典公園」について美津濃株式会社等との共同事業体で

公益法人等

	ある「ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ」で指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（5年3か月）
令和4年4月1日	「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」について公益財団法人科学技術広報財団との共同事業体である「FSP グループ」で指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（5年間）
令和6年4月1日	公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社を吸収合併し、目的・事業内容を変更「船橋市民ギャラリー・船橋市茶華道センター」の指定管理者の指定を受け、管理運営を開始（2年間）

5 役員

評議員会には、市の部長及び船橋商工会議所専務理事等が評議員に、理事会では、副市長が理事長に就任しているほか、市の部長及び市川市農業協同組合船橋地区統括理事等が理事に、公認会計士等が監事となっている。

5 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター 【商工振興課】

1 設立

平成4年1月4日

2 設立の趣旨

中小企業は、我が国経済社会において重要な地位を占め、多くの勤労者に就業の場を提供しており、今後も中小企業の役割は一層大きくなっていくことが期待される。

しかしながら、目まぐるしい社会経済環境の変化の中で、中小企業が一層の発展を期するためには優秀な人材の確保・定着を図ることが必要であり、そのためには中小企業と大企業との間に存在する雇用、労働条件等における様々な格差を縮小することが重要な課題となっている。

とりわけ労働福祉の格差は著しく、さらなる高齢社会の進展による影響も踏まえ中小企業勤労者への福祉に対するニーズは高まっており、労働福祉の格差を縮小し、中小企業勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるようにすることが強く要請されるところである。

以上のような情勢を踏まえて、中小企業が単独では実施しがたい在職中の生活安定、健康の維持増進、老後生活の安定等にわたる総合的な従業員の福利事業を実施し、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、健康でゆとりある生活の実現を推進する専門機関として、市は「財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（FCS）」を設立した。

なお、同財団は平成23年4月には公益財団法人へ移行した。

3 目的

この法人は、船橋市内の中小企業勤労者に対する総合的な福祉事業を行うことにより、これら中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

4 事業

- (1) 中小企業勤労者の在職中の生活安定および育児休業のための融資あっ旋事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進を図るための健康管理事業
- (3) 中小企業勤労者の老後生活の安定を図るための講座等の開催事業
- (4) 中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動を支援するための講座、旅行等の開催および補助事業
- (5) 中小企業勤労者の財産形成を支援するための相談室・講座等の開催事業
- (6) 中小企業における労働時間短縮促進事業
- (7) 所得税法施行令第 73 条第 1 項に規定する特定退職金共済団体としての事業
- (8) 会員を対象とする共済給付事業
- (9) 船橋市勤労市民センターの指定管理者としての管理運営事業
- (10) その他上記の事業を達成するために必要な事業

5 加入状況（令和 7 年 3 月末現在）

- ・事業所数 319 事業所
- ・会員数 3,248 人

6

公益財団法人船橋市福祉サービス公社

【高齢者福祉課】

1 設立の趣旨

高齢化や核家族化が急速に進む中、地域において援助を必要とする高齢者や障害者等の増加が見込まれていた。このような社会状況を踏まえ、住み慣れた地域の中で自立して生活していくことを可能とするための在宅福祉サービスを充実させていくことが課題であった。

そこで、緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害のある方々を大切にする優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる生きがいと温もりに満ちたまちづくりを目指す「福祉と緑の都市」宣言に伴う記念事業の一環として「財団法人船橋市福祉サービス公社」が設立された。

2 設立

平成 6 年 3 月 28 日（財団法人として設立）

平成 24 年 4 月 1 日（公益財団法人へ移行）

3 役員構成

各種団体から選出された理事 9 名、監事 2 名、評議員 9 名によって構成されている。

4 目的

船橋市内の高齢者・障害者、児童と育児を行う親等の生活の充実を図るため、多様な福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、福祉サービスに関する相談助言及び人材育成等を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

5 事業概要

I 相談・支援サービス事業、人材育成・研修事業、調査研究事業、普及啓発事業

(1) 相談・支援サービス事業

- 福祉全般相談の実施
- 在宅福祉に関する情報の提供や介護相談等の実施

(2) 人材育成・研修事業

- 聴覚障害者支援者養成事業
- 聞こえのサポーター養成事業
- 船橋市介護に関する入門的研修実施事業
- 在宅介護実習生等の受入

(3) 調査研究事業

- 高齢者実態把握事業
- 介護認定訪問調査事業

(4) 普及啓発事業

- 公社の在宅福祉サービス事業、市の福祉施策等の紹介
- 講師派遣事業
- 認知症サポーター養成講座
- 家族のための介護教室
- 児童向け福祉講座

II 高齢者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) シニアピア・傾聴ボランティア事業

(2) 居宅介護支援事業

(3) 訪問介護事業

(4) ひとり暮らし高齢者軽度生活援助員派遣事業

(5) ファミリー・サポート・センター事業（介護）

(6) 生活・介護支援サポーター事業

(7) やすらぎ支援員訪問事業

(8) 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

(9) 緊急一時支援事業

(10) 一般介護予防事業

(11) 東老人福祉センター指定管理事業

III 障害者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 障害福祉サービス事業

(2) 移動支援事業

(3) 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

(4) 聴覚障害者支援事業（有償サービス）

(5) 中途失聴者・難聴者手話講習事業

- Ⅳ 児童と育児を行う親の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業
- (1) 在宅福祉サービス事業 (さざんかホームヘルプサービス)
 - (2) 子育て世帯訪問支援事業
 - (3) ファミリー・サポート・センター事業 (育児)

7 四市複合事務組合

【四市複合事務組合】

四市複合事務組合は、昭和 45 年 10 月 31 日に創設した、地方自治法第 284 条に規定する一部事務組合である。船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市の 4 市を構成市とし、斎場（馬込斎場、しおかぜホール茜浜）の設置及び整備、管理及び運営を行っている。

1 概要

- 事務所 四市複合事務組合事務局（船橋市福祉ビル内）
- 組合議員 定数 13 人（船橋市 5、習志野市 3、八千代市 3、鎌ヶ谷市 2）
- 管理者等 管理者：船橋市長
副管理者：船橋市副市長
会計管理者：船橋市会計管理者
監査委員：船橋市常勤監査委員（識見） 鎌ヶ谷市議会議員（議会選出）

2 令和 7 年度歳入歳出予算

○歳入（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	796,303
2 使用料及び手数料	1 使用料	332,655
3 財産収入	1 財産運用収入	7,525
4 寄附金	1 寄附金	1
5 繰入金	1 基金繰入金	1
6 繰越金	1 繰越金	156,715
7 諸収入	1 雑入	68,445
歳入合計		1,361,645

○歳出（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	1,356
2 総務費	1 総務管理費	138,504
3 衛生費	1 斎場費	593,014
4 公債費	1 公債費	613,771
5 予備費	1 予備費	15,000
歳出合計		1,361,645

3 馬込斎場

(1) 施設概要

- 開設 昭和 55 年 4 月 1 日
- 所在地 馬込町 1102-1
- 敷地 面積 19,601.70 m²（うち都市計画決定区域 15,903.33 m²）
- 建物 鉄筋コンクリート造平屋建て（一部地下 1 階、地上 2 階）、延床面積 5,953.93 m²
- 建設費 3,622,661 千円（建築費 2,612,858 千円、用地買収費 1,009,803 千円）

公益法人等

- 式場 4 室（洋室）
- 霊柩車 1 台（ワンボックス型）※しおかぜホール茜浜と兼用
- 火葬炉 15 基（標準炉 10 基、大型炉 5 基）
- 職員 斎場長 1 人、事務員 1（3）人、運転手 1 人
※（ ）の人数は会計年度任用職員の外書

（2）令和 6 年度利用状況（単位：件）

区 分		船橋市	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市	住民以外	計
火 葬	遺体	4,337	170	440	1,213	93	6,253
	身体の一部	13	10	8	5	0	36
	改葬	9	0	0	0	1	10
	計	4,359	180	448	1,218	94	6,299
霊柩車		27	1	1	3	0	32
式 場		690	24	55	181	0	950
控室		4,830	164	448	1,366	74	6,882
遺体保管室		820	28	69	127	7	1,051

4 しおかぜホール茜浜

（1）施設概要

- 開設 令和元年 10 月 8 日
- 所在地 習志野市茜浜 3-7-6
- 敷地 面積 25,000 m²（うち都市計画決定区域 25,000 m²）
- 建物 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（地上 2 階）、延床面積 9,947.75 m²
- 建設費 11,453,792 千円（建築費 8,214,995 千円、用地買収費 3,238,797 千円）
- 式場 4 室（洋室）
- 霊柩車 1 台（ワンボックス型）※馬込斎場と兼用
- 火葬炉 12 基（大型炉 10 基、特大炉 2 基）
- 職員 斎場長 1 人、副斎場長 1 人、事務員 3（3）人
※（ ）の人数は会計年度任用職員の外書

（2）令和 6 年度利用状況（単位：件）

区 分		船橋市	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市	住民以外	計
火 葬	遺体	2,634	1,665	1,945	114	158	6,516
	身体の一部	1	2	2	0	0	5
	改葬	0	1	4	0	0	5
	計	2,635	1,668	1,951	114	158	6,526
霊柩車		13	4	15	1	0	33
式 場		229	377	118	15	15	754
控室		2,829	2,013	2,038	121	153	7,154
遺体保管室		221	331	111	9	7	679

8 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

【地域福祉課】

1 目的

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体である。船橋市社会福祉協議会では、「地域の力を結集した共生社会の構築を目指して～誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）～」を基本理念として、地域住民との協働の促進及び関係機関・団体及び福祉施設等との連携を図り、共生社会の実現を目指している。

2 設立経過

昭和 26 年 12 月 1 日	設立
昭和 41 年 8 月 31 日	法人格取得

3 組織

各種福祉団体及び関係機関から選出された理事 11 名、監事 3 名、評議員 13 名によって運営されている。

4 主な福祉活動

（１）社会福祉協議会の運営基盤強化及び自主財源の確保

- ・賛助会員・特別会員等の増強
- ・地域貢献型自動販売機事業の推進

（２）地区社会福祉協議会事業の推進

- ・ミニデイサービス事業の充実
- ・ふれあい・いきいきサロン事業の充実
- ・子育てサロン事業の充実
- ・ボランティア育成事業の推進
- ・地域福祉まつり事業の活発化
- ・地区広報紙の発行
- ・その他地域の特性を生かした自主事業の推進
- ・安心登録カード事業の継続・充実
- ・避難行動要支援者への支援
- ・福祉相談窓口の設置

（３）ボランティアの確保・充実

- ・ボランティアセンターの運営強化
- ・ボランティアグループ等との連絡調整
- ・ボランティア研修・講座等の開催
- ・ボランティア活動証明書の発行
- ・福祉教育の推進（小学生向け福祉冊子の作成など）
- ・福祉用具等の貸出の推進
- ・古切手回収事業の推進
- ・企業等による社会貢献活動への支援

公益法人等

- (4) 相談活動の充実
 - ・高齢者のための法律相談
 - ・成年後見なんでも相談
- (5) 次代を担う子ども達の健全育成及び非行防止
 - ・子どもの遊び場の安全運営強化（点検調査）
 - ・児童の健全育成活動の支援
 - ・おもちゃの図書館の運営充実
 - ・交通遺児家庭への支援
- (6) 福祉情報の提供
 - ・広報紙「ふなばし福祉」の発行
 - ・ホームページ、SNS による情報提供
 - ・情報の開示
- (7) 貸付事業の推進
 - ・生活福祉資金貸付事業及び福祉銀行貸付事業の充実と償還指導
 - ・社会福祉事業振興資金貸付事業の実施
- (8) 地域福祉活動計画の促進
- (9) 高齢者・障害者等の地域生活の支援
 - ・たすけあいの会（家事援助等）活動の促進
 - ・福祉リフトカー運行事業の促進
- (10) ふなばし高齢者等権利擁護センター事業の充実
 - ・日常生活自立支援事業の推進及び体制強化
 - ・法人後見事業の推進及び円滑な運営
- (11) 他の団体との連携強化
 - ・社会福祉団体、福祉施設等との連携強化
- (12) 共同募金事業の推進
 - ・千葉県共同募金会船橋市支会事業の推進及び地域配分の効果的活用
 - ・歳末たすけあい募金の適正配分
- (13) 中央・西老人福祉センター運営管理の充実
- (14) 不要入れ歯リサイクル事業の促進
- (15) 地域包括ケアシステムの構築
 - ・生活支援体制整備の促進
 - ・船橋市居住支援協議会の運営
- (16) 生活困窮者の自立支援の促進
 - ・就労準備支援事業（ボランティア）の推進
 - ・フードドライブに参加
 - ・制服ドライブに参加
- (17) 災害時における支援体制の構築
 - ・災害発生時の初動体制の整備
 - ・災害ボランティアセンター設置運営に向けた体制の整備

9 株式会社船橋都市サービス

【都市政策課】

1 設立

平成元年 4 月 24 日

2 設立の趣旨

船橋北口駐車場の効率的な経営を行うため、船橋市と金融機関、民間企業等の共同出資により、平成元年 4 月に設立された第 3 セクターである。

平成 16 年 4 月 1 日に業務の効率化を図るため、同様な第 3 セクターである株式会社船橋市街地改造公社と合併した。同年 7 月 1 日社名変更。

3 目的

船橋市のまちづくりに寄与することを目的に次の業務を行う。

- (1) 駐車場等の建設及び管理に関する業務
- (2) 土地建物の管理及び賃貸に関する業務
- (3) 広告及び宣伝業務
- (4) 前各号に付帯する一切の業務

4 株式の状況

- (1) 3,500 株
- (2) 株主

船橋市（全体の 50%）	1,750 株
金融機関・民間会社（17 社）	1,750 株

10 千葉港葛南港区（通称・京葉港）

【政策企画課】

1 京葉港造成の経緯

昭和 30 年代から 40 年代にかけ、産業・経済の急速な発展により、また臨海工業地帯の造成、関東内陸部の工業発展に伴い、輸送需要が増大し、特に東京湾に出入りする貨物量は年々増加の一途をたどっていた。

このため県では、京葉工業地帯の西の拠点である葛南地域の中心港湾として、また激増する東京湾内の港湾貨物を取り扱うための広域的な港湾整備の一翼を担う港として、通称京葉港（千葉港葛南港区船橋・市川・習志野港区）の建設計画を樹立したものである。

本市議会に対しても、昭和 41 年及び 42 年の 2 回にわたり計画案について説明がなされた。また京葉港建設の前提となる漁民の漁業補償問題については、昭和 41 年から県が漁業協同組合と交渉を重ね、昭和 44 年 3 月 3 日漁業補償交渉が妥結し、「漁業権の放棄に伴う損失補償に関する協定」が締結された。

この結果、同年 3 月 10 日知事から市議会に対して、第 1 期事業計画の公有水面埋立許可申請に当たって、その可否について諮問があり、同年 3 月 26 日これに対して市議会は異議ない旨答申した。

これにより昭和 44 年度から工事着手、本計画事業については、ほぼ完成した。

公益法人等

◎京葉港の概要

(1) 京葉港東地区（船橋・習志野港区）

位置

船橋市浜町 2・3 丁目、若松 3 丁目、高瀬町、習志野市茜浜、秋津、香澄、芝園

公有水面埋立面積

707ha（うち船橋市域 205ha）

埋立の目的

工業用地及びふ頭用地、道路用地等の公共用地を造成

(2) 京葉港中央 A 地区（船橋・市川港区）

位置

船橋市潮見町、市川市東浜

公有水面埋立面積

133ha（うち船橋市域 112ha）

埋立の目的

工業用地及びふ頭用地、道路用地等の公共用地を造成

2 京葉港の現状

京葉港は首都圏における外国貿易の重要な拠点となり、さらに関東の東部内陸地域における流通港湾としての役割を果たしている。

昭和 43 年 6 月には、千葉港に編入され、同時に特定重要港湾（平成 23 年より国際拠点港湾）となった。

また、京葉港の後背地には、流通加工機能の一翼を担う食品コンビナート、冷凍食品加工工業、紙・鉄鋼等の集散基地、市内中小の集団移転企業などが配置され、活動している。

(1) 進出企業の業種

港湾関連企業として倉庫業、海運業等、流通加工業として食品コンビナート、紙加工品製造業、鉄鋼流通加工業等が進出している。

中でも食品コンビナートにあつては、昭和 49 年 3 月に農林水産省が定める「食品工業団地形成促進要綱」に基づく基本計画の大臣許可を得、現在 31 社の食品メーカー等が操業、世界中から厳選して集めた素材を加工する一大食品工業団地を形成している。

ほかにも、市内中小企業の集団化による移転として、機械金属、自動車整備、食品工業、トラックセンターや卸売団地がある。

(2) 港湾施設

30,000 トン D/W 級（専用ふ頭）及び 15,000 トン D/W 級（公共ふ頭）をはじめとする大型貨物船けい留岸壁が整備されている。

3 港湾取扱貨物量

◎船橋地区

(1) 公共・専用ふ頭別取扱貨物量

(2) 公共ふ頭

(単位：トン)

区分 年	公共ふ頭	専用ふ頭	計
01	4,226,137	1,703,040	5,929,177
02	3,765,892	1,682,669	5,448,561
03	3,743,946	1,783,415	5,527,361
04	3,756,028	1,883,634	5,639,662
05	3,783,863	1,795,071	5,578,934

区分 年	輸出	輸入	移出	移入	計
01	1,182,109	1,190,096	640,766	1,213,166	4,226,137
02	1,359,336	959,847	442,991	1,023,718	3,765,892
03	1,013,177	911,862	679,934	1,138,973	3,743,946
04	830,821	884,353	686,825	1,354,029	3,756,028
05	918,987	961,401	593,304	1,310,171	3,783,863

(3) 専用ふ頭

区分 年	輸出	輸入	移出	移入	計
01	3,320		317,805	1,381,915	1,703,040
02			358,189	1,324,480	1,682,669
03		4,590	413,326	1,365,499	1,783,415
04		643	393,520	1,489,471	1,883,634
05			364,367	1,430,704	1,795,071

11 独立行政法人都市再生機構

【政策企画課】

日本住宅公団は、住宅不足の著しい地域における勤労者のために耐火性能を有する集合住宅を建設し、大規模な宅地開発事業を実施することにより、健全な市街地を形成することを使命として、昭和30年7月25日「日本住宅公団法」に基づいて設立された。

本市においては、昭和35年に前原団地が完成して以来、京成松戸線の沿線に高根台、習志野台団地が相次いで建設され、さらに昭和40年代には船橋駅を中心とした内陸部や臨海部に団地の建設が行われた。団地進出に伴う公共公益施設の整備に多額の財政負担を招来し、市の総合開発計画に多大なる支障を及ぼすことから、昭和43年第4回定例会で「団地造成に際しては、過大な財政負担を来さぬよう特段の措置をとられたい」旨の意見書を議決し、日本住宅公団総裁あてに提出している。

なお、日本住宅公団は昭和56年10月1日に宅地開発公団と合併し、「住宅・都市整備公団」と称するようになった。平成11年10月1日から、都市基盤整備公団に組織が移行した。

また、平成16年7月1日から、独立行政法人都市再生機構に組織が移行した。

1 各団地の概要

区分 団地名	完成年度 (管理開始年度)	面積 (㎡)	管理戸数 (R7.4.1 現在)	市の主な施設
高根台 アートヒル高根台	昭和 36 年 平成 16 年	307,822	賃貸 (高根台団地) 1,876 賃貸 (アートヒル高根台) 1,111 分譲 (高根台団地) 220 計 3,207	小学校(2)、中学校、保育園、出張所、児童ホーム、 公民館、老人憩の家
習志野台	昭和 41 年	235,661	賃貸 2,043 分譲 848 計 2,891	小学校(2)、中学校、保育園(2)、児童ホーム、消防 署
南海神	昭和 41 年	9,345	分譲 120 計 120	
夏見台	昭和 43 年	66,486	分譲 690 計 690	小学校
若松二丁目	昭和 44 年	166,294	賃貸 1,333 分譲 576 計 1,909	小学校、中学校、保育園、児童ホーム、老人憩の 家
金杉台	昭和 46 年	147,269	賃貸 440 分譲 1,098 計 1,538	小学校、保育園、児童ホーム
行田	昭和 50 年	134,414	賃貸 1,524 分譲 240 計 1,764	小学校 (2)、中学校、保育園、消防分署
芝山	昭和 51 年	230,643	賃貸 1,641 分譲 592 計 2,233	小学校 (2)、中学校、保育園、出張所、消防署
千葉ニュータウン 小室ハイランド	昭和 54 年	126,850	賃貸 401 分譲 880 計 1,281	小学校、中学校、保育園、児童ホーム、老人憩の家、 公民館、連絡所、消防出張所
エステート夏見	昭和 57 年	8,664	分譲 104 計 104	
エステート上山	昭和 57 年	16,908	分譲 141 計 141	
習志野七ツ台	昭和 58 年	11,444	分譲 130 計 130	
アルビス前原	平成 11 年	48,607	賃貸 759 計 759	小学校、中学校、保育園、児童ホーム
計 (13 か所)		1,510,407	賃貸 11,128 分譲 5,639 計 16,767	小学校 (13)、中学校 (7)、保育園(9)、児童ホーム (6)、出張所 (2)、連絡所 (1)、公民館 (2)、消防署 (2)、消防分署 (1)、消防出張所(1)、老人憩の家(3)

※アルビス前原団地は、前原団地の建替後の住宅の名称である。高根台団地は一部建替が完了しており、建替後の住宅の名称はアートヒル高根台となっている。管理戸数のうち分譲については、各団地開発時点の供給戸数である。

12 千葉ニュータウン

【政策企画課】

1 計画の概要

千葉ニュータウンは、東京都心や成田国際空港との近接性を活かしながら、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」など、各種機能の複合した総合的な都市づくりを進めるとともに、首都圏における宅地需要に対応した、良好で計画的な住宅用地及び業務用地等の供給を図り、北総地域の中核都市を形成することを目的として、計画されたものである。

2 事業主体

千葉県企業局（旧企業庁）、独立行政法人都市再生機構（旧宅地開発公団）（昭和 53 年 3 月 1 日参画）の共同施行となっている。

3 開発地域

千葉県北部（都心から東北東 25～45km、千葉市の北方約 20km）に位置し、東西 18km、南北 2～3km の帯状の形態を成し、計画総面積は約 1,930ha である。都市計画区域は、印西都市計画区域及び船橋都市計画区域に、また行政区域は、印西市、白井市及び船橋市の 3 市にまたがっている。

4 全体計画

事業計画期間は当初昭和 44 年度から 51 年度までの 8 年間であったが、4 回の事業施行期間の延伸を経て、平成 25 年度（船橋都市計画区域は平成 17 年度）に事業が完了した。事業手法は、新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業として、昭和 42 年 12 月 27 日に印西地区の都市計画決定、昭和 44 年 5 月 13 日に船橋地区の都市計画決定及び都市計画事業認可を受け施行している。

しかし、経済、社会情勢と住宅需要の変化に伴い、事業区域等の見直しが行われ、昭和 61 年及び平成 25 年に都市計画、事業計画変更がなされ、事業区域は約 1,930ha となった。

(1) 住宅

全体としてまとまりのある安定した地域社会を形成するため、公営住宅、公社住宅、都市機構住宅、個人住宅（計画人口 143,300 人、人口密度約 74 人/ha）などが有機的に配置されている。

(2) 交通

鉄道は、ニュータウンの建設に応じて 6 駅が整備されている。

○北総鉄道（旧北総開発鉄道）（京成高砂駅～小室駅 19.8km）

昭和 54 年 3 月に北初富駅から小室駅まで、平成 3 年 3 月に京成高砂駅から新鎌ヶ谷駅まで開通している。

○千葉ニュータウン鉄道（旧都市基盤整備公団鉄道）（小室駅～印旛日本医大駅 12.5km）

昭和 59 年 3 月に小室駅から千葉ニュータウン中央駅まで、平成 7 年 4 月に千葉ニュータウン中央駅から印西牧の原駅まで、そして平成 12 年 7 月に印旛日本医大駅まで開通している。

○成田高速鉄道アクセス（印旛日本医大駅～成田市土屋 10.7km）

平成 22 年 7 月に開通している。

(3) 土地利用

住宅地 30%、教育施設用地 4%、購買施設用地 4%、その他公益的施設用地 10%、特定業務施設用地 4%、複合的土地利用 12%、道路用地 23%、公園緑地用地 9%、その他の公共施設用地 4%

(4) 教育施設

教育施設は全地域を 17 の住区に分け、原則として住区毎に小学校 1 校計 17 校 2 住区毎に中学校 1 校計 11 校、さらに高等学校を 1 校設ける計画となっており、その他教育施設は必要に応じた配慮をする。

(5) 上下水道

上水道は、利根川水系から取水する北総地域一帯の広域上水道の一部として計画し、県営水道事業から供給を受けている。雨水は、各流域の防災調節池に集め、関連河川を経て、印旛沼及び手賀沼に放流している。汚水は、印旛沼流域下水道に結び、終末処理場で処理の後、東京湾に放流している。

5 本市関係（小室地区）

船橋都市計画区域（小室地区）については、平成 18 年 3 月 14 日に工事完了している。

(1) 計画人口 8,500 人

(2) 開発区域 小室地区の約 90ha

公益法人等

(3) 教育施設 小学校 1校 中学校 1校

(4) その他の施設 保育園 1園

複合施設（公民館、児童ホーム、老人憩の家、連絡所） 1か所

消防出張所 1か所

13 千葉県議会議員・千葉県二役

1 千葉県議会議員（令和7年7月10日現在）

氏名	会派	住所（事務所）	電話（事務所）
野田 剛彦	立憲民主党千葉県議会議員会	〒274-0077 薬田台 6-6-8	047-464-9333
石川 りょう	千葉新政策議員団	〒274-0816 芝山 2-2-1 ルミエール飯山満 208	080-6575-4711
仲村 秀明	公明党千葉県議会議員団	〒274-0816 芝山 6-11-4	047-409-0265
丸山 慎一	日本共産党千葉県議会議員団	〒274-0805 二和東 6-41-20	047-440-5240
西尾 憲一	平和の党	〒273-0865 夏見 4-16-4	047-460-1061
中村 実	自由民主党千葉県議会議員会	〒273-0031 西船 4-29-17-101	047-433-4047

（船橋市選挙区 定数7人 現員6人）

2 千葉県二役（令和7年4月1日現在）

氏名	役職	住所（千葉県庁）	電話
熊谷 俊人	知事	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2110(代)
高梨 みちえ	副知事		
黒野 嘉之	副知事		

14 国会議員

1 衆議院議員

小選挙区選出（令和 7 年 3 月現在）

選挙区		氏名	政党
第 1 区	千葉市（中央区、稲毛区、美浜区）	田嶋 要	立憲民主党
第 2 区	千葉市（花見川区）、八千代市	小林 鷹之	自由民主党
第 3 区	千葉市（緑区）、市原市	松野 博一	自由民主党
第 4 区	市川市の一部、船橋市の一部	水沼 秀幸	立憲民主党
第 5 区	市川市の一部、浦安市	矢崎 堅太郎	立憲民主党
第 6 区	松戸市	安藤 じゅん子	立憲民主党
第 7 区	野田市、流山市	齋藤 健	自由民主党
第 8 区	柏市	本庄 知史	立憲民主党
第 9 区	千葉市（若葉区）、佐倉市、四街道市、八街市	奥野 総一郎	立憲民主党
第 10 区	銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡	小池 正昭	自由民主党
第 11 区	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡	森 英介	自由民主党
第 12 区	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡	浜田 靖一	自由民主党
第 13 区	我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、富里市、印旛郡	松本 尚	自由民主党
第 14 区	船橋市の一部、習志野市	野田 佳彦	立憲民主党

2 参議院議員

千葉県選出 定数 6 人（令和 7 年 8 月 1 日現在）

氏名	会派	任期開始日
石井 準一	自由民主党	令和 7 年 7 月 29 日
小林 さやか	国民民主党	
長浜 博行	立憲民主党	
猪口 邦子	自由民主党	令和 4 年 7 月 26 日
臼井 正一	自由民主党	
小西 洋之	立憲民主・社民	